

生活保護における扶養照会をやめることを求める意見書

新型コロナ感染拡大から1年以上が経過し、その影響がさまざまな形で市民生活に出ている。厚生労働省は今年3月1日に新型コロナ感染拡大に関する解雇や雇い止めの累積が9万人を超えると発表。全国各地で、民間団体によるフードバンクや生活相談が行われており、多様な年代の方が利用している実態がある。昨年12月、厚生労働省はウェブサイトに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と掲載した。厚労省の呼びかけは重要な内容である。しかし、申請を躊躇させる制度そのものを変えなければ、今後も「ためらわずに相談する」ことは期待できない。

生活困窮者支援団体「つくろい東京ファンド」が生活困窮者に行ったアンケート調査では、「生活保護を利用していない理由」として、「家族に知られるのが嫌」が34.9%と最も多かった。扶養照会が、生活保護の申請の大きな壁になっていることがわかる。さらに、扶養照会を行っても、実際の支援につながるケースはごくわずかである。ほとんど支援に結びつかない扶養照会を時間と人件費をかけて行っている現状について見直す必要があると考える。生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために認められる権利（憲法25条）であり、コロナ禍において困窮している世帯を取り残すことなく支えるために、必要な人が必要な時に利用ができる運用への改善が強く求められる。

よって、町田市議会は国に対し、生活保護における扶養照会をやめることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。